

県北広域振興局長告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年3月1日

県北広域振興局長 高 橋 信

福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373200302	社会福祉法人一戸町社会福祉協議会	一戸町社協レンタルサービス	二戸郡一戸町一戸字砂森93番地2	平成28年3月1日